

進級及び卒業認定に関する基本方針

東京・i スマートビジネス専門学校学則・細則（抜粋）

学則

（目的）

第1条 本校は、学校教育法に基づき、社会人として必要なビジネスに関する専門知識を教授し、外国人に対して日本語を教授することができる知識の習得と人間力を養うことで、グローバル化する我が国において外国人とコミュニケーションを取りながらビジネスができる人材を育成することを目的とする。

（終了、卒業の認定）

第20条 各教科について学習評価のための試験を行い、合格した者に対して当該教科の修了を認定する。

- 2 校長は、定められた教科のうち、修了すべき教科を取得した者に対して卒業を認定する。ただし、卒業時に修了すべき教科を取得しない者は、当該教科の修了を認定された時期に卒業を認定する。
- 3 校長は、卒業を認定した学生に対して卒業証書を授与する。

細則

（進級及び卒業の認定）

第10条 進級及び卒業の認定は、所定の学科のうち、別表に定める修得すべき教科の単位修得した者及び進級、卒業試験に合格した者について、校長が認定する。

各教科の修了は、次のとおりである。

- (1) 各教科の定期試験に合格すること。
- (2) 各教科の履修時間が、別表に定める授業時数の8割以上であること。